

# 三重県公報

号

外

昭和三十年四月五日  
火曜 日

## 主 要 目 次

### 選管告示

- 一 町の開票区変更
- 一 候補者腕章および選挙運動従事者用腕章失効  
通知照会
- 一 選挙に関する疑義について

## 選 管 告 示

### ◎選管告示第七十八号

昭和三十年四月五日一志郡一志町の一部が一志郡久居町に編入されたことに伴い、一志郡久居町の第一開票区の区域を次のとおり変更する。

昭和三十年四月五日

三重県選挙管理委員会委員長 吉住慶之助  
町名 開票区名 区 域  
一志郡 第一開票区 第一投票区、第二投票区、第三投票区  
久居町 第四投票区、第五投票区、第六投票区  
第十五投票区

### ◎選管告示第七十九号

三重県四日市市選挙区県議会議員候補者小林正美に交付した乗車用腕章第四八号および選挙運動従事者用腕章第一七八号は失効した。

昭和三十年四月五日

三重県選挙管理委員会委員長 吉住慶之助

## 通 知 照 会

### ◎選管第三四九号

昭和三十年四月五日

三重県選挙管理委員会委員長

県選挙管理委員会各支所長殿  
各市町村選挙管理委員会委員長殿

選挙に関する疑義について

選挙に関する質疑応答を次のとおりお知らせします。

○町村合併促進法に基づく賛否投票に関する疑義について

(昭和三〇、三、五自内管発第六六号)  
若手選管委員長宛選挙部長回答

問 町村合併促進法に基く賛否投票に関する疑義について標記に関する左記について御指示願いたい。

一 町村合併促進法第十一条第二項の「当該地域内の選挙人」とは、当該地域内に住所を有し当該地域の選挙人名簿に登録されている者で投票当日町村の議会の議員および長の選挙権を有するもの、と解するかどうか。

二 町村合併促進法第十一条第三項の賛否投票に付する場合の取扱に

一 投票日は当該地域内に住所を有しているが、同一町村の区域内であっても当該地域外に住所を有するものとして選挙人名簿に登録されている者は、公職選挙法第四十二条第一項の準用により選挙人名簿に登録されていない者として投票することができないかと思ふかどうか。

二 選挙人名簿調査時は、当該地域内に住所を有し当該地域の選挙人名簿に登録されている者であるが、同一町村の区域内であっても投票日には当該地域外に住所を有するにいたつたときは投票

できないかと思ふかどうか。

三 町村合併促進法施行令第九条において準用する公職選挙法施行令第二十九条の規定は、当該地域が公職選挙法第十七条第二項の規定による投票区が二以上の区域に涉る場合において、賛否投票の区域をその投票区ごとに定めて投票を行う場合に準用されるものと解されるかどうか。

答 一 当該市町村の選挙人名簿に登録され、当該地域内に住所を有している者で投票当日当該市町村の議会の議員および長の選挙権を有する者である。

二 一、および二は一により承知されたい。

三 お見込の通り。

○補欠選挙を同時に行うことの疑義について

(昭和三〇、三、八自内管発第六七号)  
大阪府選管委員長宛選挙部長回答

問 本年四月三十日執行の市長、市議会議員選挙の告示前に市の教育委員会委員に一人の欠員を生じる見込であるがこの場合、その欠員を生じた旨を法第百十一条第五号の通知を告示の二日前か或は五日前に受けたるときは、その補欠選挙を四月三十日執行の選挙と同時に進めなければならないか。またはその選挙の準備等の都合により行わなくともよいか。

二 法第百十三条第三項の規定に聊か疑義があり、この規定は訓示的規定と解釈されるので、その補欠選挙を同時に行わなかつたときはその法的責任はどうか。

三 右の場合補欠選挙と同時選挙を行わねばならんとするとその選挙

の準備と市民一般への周知徹底に万全を期したがたく、また市民の立場よりすれば、知事、府議会議員、市長、市議会議員の選挙のことのみを知り、突然の補欠選挙については立候補の準備や候補者の選定に不備の点多く、公正なるべき選挙の本来の目的に添わない結果となる恐れあり憂慮に堪えないのである。もしその選挙を相当の期間に余裕ある後に補欠選挙を行えば右の如き早速急な同時選挙の結果と相違する結果を生ずるものと考えられ選挙無効の争訴の素因となるものと考えられるので、この点どうか。

答 一 前段お見込のとおり。

二 法第百十三条第三項の規定は強行規定である。

三 設問の事例は選挙の規定に違反しないので、選挙無効の原因とはならない。

○町村合併促進法の疑義について

(昭和三〇、三、一八)  
奈良県議会議事事務局局長宛選挙部長回答

問 町村合併促進法第十一条の五により昭和二十九年十月制定した原議会議員の選挙区の特例条例を現在において廃止できるか。なお、同法附則第五項中「選挙区の特例に関する条例は、昭和三十年一月末日までに限り制定することができる」とあるのは廃止を含む意なりや。

答 町村合併促進法附則第五項中「制定」とあるのは、「廃止」を含むので、貴県の議会議員の選挙区特例条例を現在において廃止することはできない。

○不在者投票の投票用紙の請求等について

問 選挙人が公職選挙法施行令第五十条第一項（「直接」と定められている。）の規定により投票用紙および不在者投票用封筒の交付を請求するときおよび同令第五十三条第一項の規定によりこれらの交付をうけるときは、使者によりすることができるか。

答 選挙人の使者であることを確認の上、請求に応じ交付することができると解する。

○町村合併と直接請求について

(昭和三〇、三、二八自内管発第七九号)  
若手選管委員長宛選挙部長回答

問 一 町村合併促進法第九条第一項第一号を適用して昭和三十年二月十一日発定（新設合併）せんとして居るが合併前に進んでいた議会議員解職請求の手續は消滅するものと解するが如何。

なお左の場合についても消滅するものですか。  
(1) 署名簿の縦覧、異議の決定も過ぎ、正式請求（令一一〇条により準用される令九六条による）受理後かどうか。

二 また議会議員解職請求がなされ進んでいる事が合併期日をして延期、または中止をせしめる理由となるか、なるとすればその根拠法令を御教示願いたい。（合併については関係町村が既に一審議決を終り県議会も一月二十二日議決済である。）

答 一 いずれの場合も消滅する。

二 所問のような理由にはならない。

○実費弁償に関する疑義について

(昭和三〇、三、二九自内選発第三二号)  
愛知県選管委員長宛選挙部長回答

問 今次執行の地方議会の議員の選挙に当り公職選挙法第九十七条の二の規定による選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償に關し左の点につき疑義がありますので何分の御指示を願います。

1 弁当を提供しない場合においては弁当料として一日につき三百円以内の現金を支給することは差支えないか。

2 弁当を提供した場合においては前記の金額より提供した同数分の実費の額を差引きその差額を現金で支給してよいか。なお、この場合の実費とは基準額による一食百円の意かまたは百円以下で実際に要した額(五十円の現物ならば五十円)と解すべきか。

答一 弁当を提供しない場合にあつても他の方法により食事を摂つたときは、その実費に相当する金額を実費弁償として支給することができぬ。

二 前段他の方法により食事を摂つた場合において、実費弁償として支給するときは、お見込のとおり。

後段 實際に要した額である。

○公職選挙法第百四十三条第一項第五号のポスターに係る疑義について

(昭和三〇、三、三〇自内選発第三二号)  
岐阜県選管委員長宛選挙部長回答

問一 法第百四十三条第一項第五号のポスターについては、その両面使用も認められるが、表裏各々異なつた記事、色彩をほどこし、一定

期間表面のみ掲示しておき適当な時期に裏面を再掲示することは差支えないか。

二 もし、差支えないとするならば、検印は、表裏ともにこれを行う取扱いとすべきか。

答一 お見込の通り。

二 検印は表裏ともに行う取扱とすることが望ましい。